

平成 29年 2月18日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・シームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

1回の資本金で会社を設立している FS Japan Project 6 社
 会に全額を出資して、20年かけて、180億～200億
 かけて事業を行うのであれば会社が最後まで責任を持って
 くみってほしいですが、FSJP6社はその言う会社では
 なくて、1回分の責任を負えば良いと考えているのでは
 ないかと疑問を持ちます。

説明会でも保険の箇条がありましたが回答されていません。
 工事中、稼働してからの20年間、20年後のあと始末は誰に
 対して責任をとると、取ってくださるか、すごく不安です。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
 - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

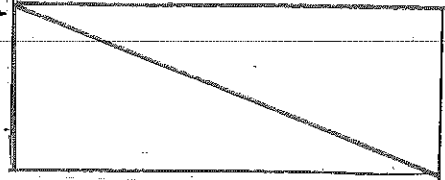
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョージ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- ・ 開発面積が広大で、自然環境が壊れる。
- ・ 森林伐採で、洪水、土砂崩れ等の発生が懸念される。
- ・ 太陽光パネルはカドミウムなどの金属化合物が含まれており、健康に対する不安がある。
- ・ 近くに小学校があり、児童への健康被害への恐れがある。
- ・ 変電所の建設で、電磁波公害が不安
- ・ 会社が倒産や廃業した場合のパネルの管理に不安がある。

以上の理由からメガソーラー建設に反対します。

また、現在、全国で多くのメガソーラー発電所が建設されているが、事業がうまくいかず、倒産や撤退というケースが多く発生している。このような現状からみても、建設には大きな不安や懸念があるため、反対するものであります。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 18 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジ・エム・エス・エフ
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

原発より、メガソーラーの方が良いと言う事は解ります。
ただ、畑の上とか、田んぼの上とかであれば理解
出来ますが、自然の森 72ha もの膨大な面積です。
それを切り開いて 32万枚ものパネルを並べるそう
ですが想像もつきません。
今、日本には地震とか洪水とか今までには
相定外の被害があります。水の心配もあります。
パネルの下、草の始末は広すぎて草刈は出来ず
除草剤にすると思えます。土にしみ込み下流に
は田んぼがあります。あまりの広さでその害も想像のき
きません。京都府は森を守ろうをスローカンにしてほしいと思
います。
私達の大切な自然を破壊しない様にして下さい。お願いします。

- 備考 1 住所（市区町村名を除く）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

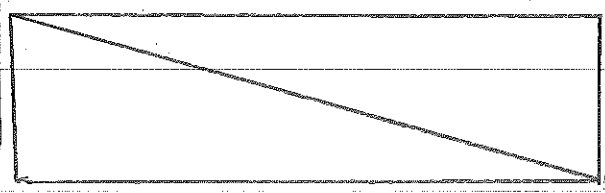
平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名 ()



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ヒュフオト・ゾエムス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

①メガソーラをする事にメリットが1つも無い!!

②動物の住み家をつぶしたら、民家の進入による被害も今よりも増える!!
さらに線路にとび出し、電車が止まるなど、村人以外の人迷惑にもつながる!!

③南山城村の唯一の魅力である自然を潰す事は、南山城村そのものを潰す事にもなる!!

④空気が綺麗で災害も無い、それだけでも他の地域には無い贅沢
だと思います。自然を潰す事は、住民の事を全く考えていない証拠です。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成 29 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

前略。私は元々 [] に住んでいました。 [] の、今の京都 [南山城村] に住みながら [] をして頂きます。ここ、この村にメガソーラー（なんぞ？！！） [南山城村] は、自然が [] あります。その自然も、なくした。あんなにも [] 自然の村！！ [京都府] で！！ 全然 [] の村！！ [] は大切ですよ！！ 動物も人間と同じですよ！！ おべての命があります！！

どうか、お願ひします。 [南山城村] の [] を [] しないで下さい。 [] の村。 [] の村！！ [南山城] ！！ どうか、お願ひしつて。人間も動物も同じ命があります。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29年 2月 18日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ゾエム・エベレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

太陽光発電は自然エネルギーで良くはないが、しかしそもそも問題は幼稚園や小学校、中学校、ニュータウンがあり、こんな場所になぜ森林を伐採してまでメガソーラー建設をしなければならぬのか、開発面積が余りにも広大過ぎます。それによって気温上昇や反射光等色々な問題が生じてきます。こんなに私達が悩んでいるのに村長は村民の声を聞かず、説明会にも出てきません。

緑豊かな山々は私達を癒してくれます。

毎年春になるとウグイスの鳴き声か聞こえてきます。その時、とても幸せを感じるのです。

大切な森林を壊さないで下さい。

メガソーラー建設 やめて下さい！

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成29年2月19日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 相楽郡南山城村

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

メガソーラー大反対です。
 どうしてもこの村でメガソーラーを建てたいのか？
 自然を求めてこの村に住む事にしたのに残念です。
 山に何か出来れば、南保有利子で、とにかく
 森を失くして下りてく。若者がかかりこの村に
 居住して来ても、不便な面はありますか？
 空気が悪い、星空のきれいなこの村を大反対して下りて
 どうかお原野に至りますメガソーラーを止めて
 下さ！

- 備考 1 住所（市区町村名を除く）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 28 年 2 月 19 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョージ・エム・エム・エム
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

原発反対のための太陽光発電だっただけは
なのに、いつの間にか地域の緑や景観や生態
を無視した市場主義に毒を吐かされたり
進められようとしています。怒りしかありません。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
 - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジューム・エバレット

2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設

3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

京都府では森林税を徴集して森を守る大切さをうたっています。

「森の京都」を全国に発信しています。

南山城は府下雄一の村で自然が豊かで村のよさがいっぱい
つまっています。

今開発されようとしている行為は京都の森を破壊するものです。

どうしてメガソーラー開発が南山城村なのでしょう？

又、電磁波の人体影響について定説がある訳でもなく、不明点
が多いにかかわらず安全であるという説明では信用出来ません。

問題がおきるまでほっておくという姿勢が感じられます。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ヒュフォード・ゾームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

① 会社の方は南山城村に住まいを持ち、自然を相手に暮らす人たちはありません。だから自然のいいところを知らないのと、思います。私たちは将来の子ども、孫たちに、そして今日の私たちの生活（生命）を守るために 無責任な決断は出来ません。バネはいらない。

工事はいらない。

村の宝である草木がなくなるのです。保育園、小学校、民家のあるところになぜメガソーラー建設をしようとしておられるのでしょうか。会社のお考えを説明して下さい。

＝別紙A＝
(1～6)

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

② 世界の子どもたちが直面している問題に取り組んで
いるユニセフでは 1994「子どもの権利条約」に基づい
て、子どもの教育目標に「自然環境の尊重を育成すること」
がうたわれています。

近代生活の仕様が、自然と人間を引きはなしがちになること
を反省し、次の世代に自然を理解するための教育を権利
として、保障することと締結、日本政府にも 子ども最優先が
実現するよう義務づけられています。

私は元保育士で 保育園に長年務めてきました。
乳幼児期の人格形成期を過ごす大切な場として、保育
園、小学校の子どもたちに、南山城村の自然豊かな環境
を守っていきたく強く願っています。

村の保育園は、四方を山の緑に囲まれた小高い丘の上
という心地よい自然環境の中にある。統合保育園
として、村中の子どもたちはここに通い、起きて活動して
いる時間のほとんど（長い子は保育園で6年間、小学校
で6年間、合計12年間もの間）をここで過ごしているわけ
ですから、子どもたちには、身体を伸びやかに出来る戸外を
保障し、~~扉~~ 5感を開き、さわやかな感覚を味わって
あげたいと思ふところでは、最高の保育環境にあります。

保育園の庭からは、山並みが見渡せます。

かつての子どもたちのある日の出来ごとを子どもたちの育ちを
示すエピソードとして書かせて頂きます。

子どもたちと夢中になって、泥ダンゴをつくっていた時、ふと
顔を上げた子どもが 向かいの山並みを指さして
「あ、発見、発見、せんせー お山が赤いよ」と教えて
くれました。紅葉の山に夕陽が照っていて美しい景色で
した。

このように自然の美しさを 美しいと感じられる 子どものことば
に感動しました。

大切なのは、山の自然であり、自然の恵みを受けて
村の子どもたちは 育っているということです。

京都府唯一の村に住み、騒音と瘴気ガスのない、草地の道
を歩き、その心地よさが 体いっぱい伝わる 村の生活
は、大人だって とても癒されます。

それが 広大に敷き詰められたメガソーラーパネルが
ビッシリ!!
であったら どうでしょうか。

それでも 12年間も 通わさなければならぬ 親の不安は
計り知れません。

南山城村の未来を担う 子どもたちのために、安全で安心
な環境は 守られるべきです。

説明会では 安全である とくり返されていますが、いろいろ
な悪害が予想されます。どうか計画を中止して下さい。

何百万年という歳月をかけて 育まれた自然は村の宝です。
春夏秋冬、1年を通して、保育園の子どもたちは、天気の良い
日は毎日のように 散歩に出かけます。

自然の中には 子どもたちの成長 発達にとって大切な宝ものが
いっぱいあります。メガソーラー建設予定地のまん中
にある小径は いつもの散歩コースです。ここに30万枚もの
想像を絶する数の パネルを持ち込まれることを考えると
恐ろしくなります。

保育園に子どもを通わせている お母さんからは、「共働きの
ため 休日は買い物などにつぶれてしまい、なかなか散歩
まで 連れていけない。だから 保育園の散歩は 親として
とても嬉しい」とよく言われました。

保育園のまわりの身近な自然は 生きた草花、小動物
だけでなく、子どもたちの興味や関心を引まおこしてくる
もの、だから南山城村の保育園は自慢なのです。

お伝えしたいことは、

子どもたちの成長を助けるために 自然のあることを
おろそかにしたり、見逃がしたりしては ならないというこ
です。 Xガソリン建設に 反対することが 大人として未来の
子どもたちを守る事なのです。

Xガソリン建設に 強く反対します。

③ 『地震、山地災害など、大災害が発生した場合でも

CdTe太陽光発電システムの大災害時の環境リスクはかたじけ
ないと考えられる。

さらに 日常行われている監視等により、災害時に破壊
された太陽光モジュールも、早急に対応することにより
CdTe太陽光システムの環境リスクは さらに低減される
ものと考えられると説明されています。

本当にそうでしょうか

全国的に さまざまな問題が生じています。

今はまだ、ほとんどの太陽光モジュールの毒性について一般
のマスコミでは 報じられていないので 知らない人が多
いのです。 いずれ問題化されるものであると知りました。

30万枚ものモジュール問題が 起きてからでは 取り返し
がつかないから、不安なのです。

この場所に これ程大規模な計画が 保育園、小学校か
ら 200mや300mの距離であるゆえに 心配なのです。
説明会に参加して、会社側の誠実さが伝わってこ
ないことが 何れも不安です。

私たちの生活に影響あるのに、知らない間に しつかりと

した説明も受けないうままおめらしているまうで不安です。

- ④ 高知県土佐清水市 緑が丘 が X がソーラーのために削られた山から 泥が海に流れ、海操に泥がつき、港のいけすのさばも全滅、除草剤を使っていたためと報じられています。

南山城村でも 木津川が流れています。下流では漁業、飲料水にもなっています。

説明会では 除草剤は使用しないとありましたが、除草剤を使用しないで管理できるのでしょうか。むしろは どういった除草をされるのでしょうか。除草剤を使用しないことを再度 明記して下さい。管理方法も具体的に教えて下さい。

- ⑤ 暴風や竜巻、火災、洪水、かみなりなどによって パネル破損による CdTe の漏出はないとの説明でしたが、群馬県では突風により、一瞬にして パネル 2000 枚が はなれて <ちゃく<ちゃ、自然災害で太陽パネルは あつという間にゴッじになったという報道がありました。

日本列島は 台風の通り道、充分想定しなければ ならないと思います。パネルは突風に弱いとされています。

問題が起きた時は どうするのかまで 具体的な会社の考えを教えてください。

- ⑥ 会社側は 「予定地の景観に違和感はない」と説明されていますが、同じ場所であっても 視点をめしらすただけで パネルが見えることが、住民による写真で明らかになりました。会社は間違いであったことを 認め、

申請の変更をして下さい。

大切なことで“すのこ” 改めて 住民、京都府への訂正と説明を行って下さい。

⑦ 電磁波、低周波も基準値内では「問題はない」と強行を宣言されました。

WHOの小児白血病のリスク評価結果。

小児白血病以外のリスク評価結果も発表されています。

日本においては電磁波問題にふれることはタブーとされているようですが、

電磁波被曝によっておこされ発症する健康影響に関する研究の中で小児白血病について少しづつ明らかにされていきます。

知らされない電磁波の恐怖も、知ることから防ぐことも出来ると思います。

開発前の今のうちにこそガウスマーターを各家庭に配布して下さい。電磁波問題のいちばんの武器はガウスマーターだと思います。

⑧ Xガンソーラ建設がなぜ“南山城村”なのでしょいか、なぜ、保育園、小学校、民家の近くなのでしょいか、なぜ“山林を伐採してまで開発しようとするのでしょいか。

⑨ Xガンソーラパネルは草木や森林よりは明らかに光や熱を吸収しないので大面積の場合は影響が大きいものです。パネル上層部は反射光による照り返しは予想されます。自然を壊してまで行う事業ではありません。自分たちの生活

におまかえて考えて下さい。工事計画を中止して下さい。

⑩ 会社は安全として強行しようとしていますが自然災害はどんな形でやってくるかわかりません。

南山城村は砂防指定地です。S.28年の大水害に見舞われた恐しい記録も残っています。

未来の子どもたちに村の美しい自然を受け渡すことができよう2000筆をこえる署名を京都府に手渡すことができました。想像以上に村の自然を多くの人に愛されているのです。メガソーラー建設の反対を強く訴えます。

意見書

平成 27 年 2 月 20 日

京都府知事 様

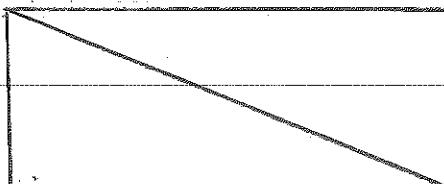
意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



(電話番号)



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジ・エム・エハレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

次の世代のために本当に必要なものは何ですか？
自然破壊です。

森林を守るために殺し新設されたのですね

災害時向登が原因でひどくなれば誰が責任を取るのですか。

以上目録の事を考えあぐらを見たい京都府にほしいと思つた。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

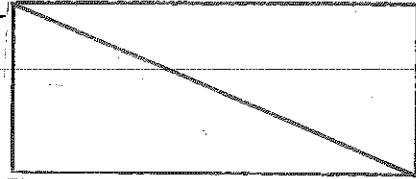
平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見
 - ① ファーストソーラ社のソーラパネルには毒性の強いテルル化カドミウムを使用されているため、日本では敬遠されている。安全性を説明されているが事故があった時はどうするかというところまで回答されていない。不安を持つ住民は多い。見解表に期待する。
 - ② パネルを1枚でも多く設置するため砂子田川の流を替えると説明されるが流量計算の説明が充分でない。又近くには活断層が通っている。現在、各地で想定外といわれる大きな災害が発生している。この想定外の地震、大雨、土石流が発生し毒物で作られたソーラパネルが破損し木津川に流れてしまうと、どうなるか恐ろしい事です。京都で唯一の南山城村の小さな村の森林を伐採してまで30万枚のソーラパネルを設置して村を壊すことをするのか、なぜ京都府は、この小さな村に住む住民を守らなければならないのか悲しくなる。これが政治なのでしょうか。
見解表に期待します。

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 25 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジョーハス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

1) 撤去時には現状復帰を話されているが、保険契約、供託金等の具体策がなされていない。

2) 自然林伐採による環境（生態系も含）への影響調査が不十分と思われる。
伐採による保水低下は、調整池、用水路等に対処出来ることの説明が具体性に欠け、表土の荒れ防止の定期的な保守、整備の説明が無い。

3) 放流水の水質汚濁は無いとの説明を受けたが、調整池の流水、谷E埋めた浸透水、地表面水等の検査項目の説明は無く、河川でのBODについて簡単な説明のみで、自然水による無害との回答では、到底納得出来るものではない。

4) 説明会開催にあたっての準備不備が明かされ、後日回答する、後日調査の等、質問に対して満足な返事が出来ず、不誠実さが目立ち、信頼出来ない。

5) メガソーラーの必要性、どうして南山城村なのか、どうしてこれ程の規模なのか、自然環境とのバランスはどうか、可動期間の保守、保全（設備も含）環境負荷の現実性、終了後の現状復帰計画を再度検討の上、誠意ある対応をお願したい。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名 [Redacted]

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジ・エム・エス・エフ
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- ・ 豊かな自然、山々の木々を根こそぎ取り去ってまでメガソーラー設置 理解不能です
- ・ 山々の地下では水の流れるも変化するであろうし土砂も流出、くずれの事でしょう。
- ・ 他地域より涼しいのでこの村に移り住んだのにメガソーラーの反射熱は今住んでいる場所に及ぶのではとありかと心配。
- ② 山村だからと何をせよと、軽視されている事を感じます。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29年 2月 23日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名 [Redacted]

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエムス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

・貴重な生物がいる自然を破壊するメガソーラーは必要ありません。
 ・メガソーラーの建設による悪影響はあっても、良い影響があるとは思えません。(全の事に対して)

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
 - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

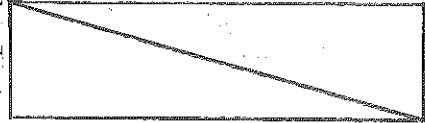
意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 (地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所)

京都府相楽郡南山城村
氏名 (地域団体にあつては、名称及び住所)
(電話番号)

京都府林地開発行為の手續に関する条例 (平成23年京都府条例第25号) 第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエラス・エブレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考
- 1 住所 (市区町村名を除く。)、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報 (個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの (他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)) をいいます。) については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
 - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

1 府や村との協議について、住民へその都度の説明を行うべきである。

- ① 敷地内の水路・村道は村が管理し、村民の生活に直結している。現在の状況の改変がどのように影響するのをもっと検証し、住民に説明すべきだ。自分たちの都合のいいような一方的な説明では納得できない。
- ② 府や村との協議はどのようになっているのか明らかにするべきだ。計画は一つ一つ住民の合意を得ながら進めるべきであり、このような状態で全容が明らかでないのに開発を進めるべきでない。
- ③ 当初、三重県側の開発と同時に進めるといいながら、全く三重県には何も伝えていない。両府県の計画を同時的に明らかにし、理解を得られるようすべきだ。
- ④ 林地開発・砂防・電気事業・送電計画・環境アセス・20年後の撤去・工事中の担保・営業中の安全保障担保・域外への迷惑担保など住民が納得できる計画を見せるべき。
- ⑤ 「林地開発手続き条例」だけでなくすべての問題が解決するまで開発を進めるべきではない。

2 日常点検は誰がやるのか。電気主任技師は常時何人いるか。事故・災害時にすぐに対応できるだけの人員が確保できるか。現地での対応体制が確立しているのか等々、営業の詳細が少しも具体的に説明されない。東京にある会社が、本当に住民の安全を保障した経営ができるのか疑問である。

3 自然保護

- ① 山林伐採で、CO₂を吸収する樹木を失い、雨水を蓄える土壌を失い、温度上昇を抑える緑を失い、オゾン効果で人々の心をいやす森の散歩道を失う。
- ② 環境アセスで希少生物が見つまっているが、保護するためには、開発をやめるべきだと考える。今の環境でしか生息できないから保護が必要であり、環境を同時に維持することが大事だ。小さい生き物や植物は自分で移動することはできない。工事中に絶滅したらもう、取り返しはつかない。他へ移してなどは、論外で、保護することにはならない。
- ③ 開発地域から追い出され行き場を失った生き物は、周辺の山や田畑を荒らすことになるが責任とれるか。

4 熊本地震で太陽光パネルの扱いでは、環境省から同年5月16日に緊急通

達が出た。安全が保障できるか。

- ① パネルは放電を続ける。移動中も仮置き場でもカバーをかけるなどの対策が必要である。水にぬれると感電するから絶縁の手袋・履物・工具を使う。服装についても具体的な指示もある。事故や災害時にきちんとした対応ができる体制ができているとは思えない。30万枚という膨大なパネルをきちんと管理できる体制があるか心配だ。
 - ② 仮置き場などで、破損しているパネルから内容物が漏れると、土壌汚染の危険がある。カドテルのパネルの安全性については、一歩的な説明であり、確定したものではない。まだ検証途中のものであり、アスベストのように後になって被害の危険性もあるので、使用すべきではない。
- 5 反社会的団体と疑われた人物が中心になって進めてきた計画をなぜ解消しないのか、不信である。

私たちの大事な住環境を壊すメガソーラー開発は中止していただきたい。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名 [Redacted] [Redacted]

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエームス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

次の理由によりメガソーラーの建設に反対します。

・当地域で防災を担当している者として、
大規模造成はどのような設計・工法を用いても、自然の力には耐えられない。目的は何であれ、当地の地質・地形を考慮すれば造成すべきではない。

・開発予定地内を散歩・サイクリングで楽しんでいる者として、
自然景観が台無しになり、住民に何もメリットない。
又、

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。 82 ページ

平成29年2月20日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

元[]で、メガソーラーの建設によって、安全性が100%保証されか、中々、将来をにたう子ども達が生活する保育所や小中学校の近くにあるにもかかわらず、建設が予定されることには憤りを感じます。会社の説明では、安全と言われているが、各地域に立つメガソーラーの健康被害については、今後何年何十年先で結果が出ることであって、現時点で本当に安全と言われているのか、さらに、自然豊かな森がなくなっていくのも教育環境が悪くなり、子どもがためにいいと思えることは一つもありません。何を子どもたちに残すか、大人達の判断をあやまつては、いけなしいと思っています。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成²⁹~~28~~年2月29日

京都府知事 山田 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の~~分館又は代表者の分館~~）

氏名 京都府相楽郡南山城村

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

別紙

私はメガソーラー建設に反対します。

昭和二十八年京都南部水害のことも
思い出します。

山を削ることは絶対にしてはならないと
思います。火災が起きる事也不安に
なります。

不安や心配ばかりです。

保育園・小学校の園児児童に影響は、
ないのか。

希少動植物はどうなるのか。

工事中の騒音などは大丈夫か。

二十年後はどうかどうなるのか。

砂子田川をうがためて宇陀市まで行く
は大丈夫なのか。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村

氏名（地域団体にあつては、名称及び代表者）

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ツェーナス・エーベット
- 2 林地開発行為の目的
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

1 会社および事業資金について

FSJ6合同会社とFS社、FSJ社との関係がよくわかりません。

ある時は、FSJP6社は独立した会社でFS社やFSJ社が責任をとる関係にはないと説明されたり、違う場では、FS社やFSJ社の事業実績をFSJP6社の実績のように説明されたりで理解に苦しんでいます。

また、FSJP6社は1円企業(疑問・批判の中で1000万円に資金を積み上げている)で、今回の事業資金は、計画が成立した時点で、事業を担保に銀行から資金調達をする(国の再生エネルギーの買い取り制度があり、安定して収入があるので、銀行融資が確実に受けられるとの説明があった)から、今は資金がなくてもやっていけるとのことですが、すでにかかなりの資金をつぎ込んでいるはず。例えば、社員の賃金・関連会社への支払い(宝測量、EEJ、テラプロデュース、CEサポート等々)には、どういう資金が使われているのか。銀行融資は、現時点では受けられていないと思うのですが、引き続き活動されているので不思議に思っています。その資金は、FS社かFAJ社から拠出されているのでしょうか。それならば、今後も引き続いてFS社やFSJ社が事業に関わり、災害や大きな事故等な生じた場合には、全面的に責任をもって対応していただけるものと考えていいのでしょうか。

150億円とか180億円の太陽光発電事業を計画している会社が、自己資金なしで事業を行うことに疑問と大きな不安を抱かざるを得ません。

地主さんとの間で地上権設定がなされ、地主さんの了解なしで、土地の使用権の売買が行えるようになっていきます。説明会の席で、「最後まで(最低20年間)事業を続けられるのか。途中で、転売等することはないのか」という質問に明確に否定する回答はありませんでした。転売等で事業を他業者に移転することがあれば、今までの話し合いで積み重ねられてきた約束は反故になる可能性も大きいし、開発後の土地は、林地開発の規制が外され、他目的の使用も容易になる可能性も大いにあり得ます。こうした意味からも安定した資金で事業を行うことは最低限の地域住民への保証であると考えますが、今回の計画では、まったくその保証がありません。この状況での計画の推進はやめるべきです。

2 三重県と京都府にまたがる事業計画である以上、両府県の計画を同時的に明らかにし、同条件で進めるべきです。

説明会では、『京都府先行で三重県側は今後すすめる』という。それは、おかしい。全く別の地域であればそれでいいかもしれませんが、隣接・一体の土地であり、自然環境への影響も災害のリスクもすべて一体的に起こる計画であるから、当然、同時的に計画を作り説明されるべきものであると考えます。

三重県側の環境アセスメントが強化（20haから10ha以上は必須に条例改正された）されたため、計画面積を10ha以下に縮小して規制逃れを行おうとするなどの疑念が生じています。

京都側でも昨年、環境条例の改定が行われ、それまで頑なに環境アセスはやらないと言っていたのが、これではまずいと思われたのか、「自主」的な環境アセスを行うなど、住民の不安をより増加させる行為が続いています。

京都府南丹市で太陽光発電を予定している事業者は、住民からの意見書に次のような見解を述べています。「京都府環境影響評価条例に基づく対象事業規模に該当しないため、特に生態系に対する影響評価は行っていませんが、影響を少なくするため、本事業区域南側の影響範囲外の森林へ移動させるように工事着工前までに追い払い又は捕獲を行います」と答えています。

FSJP6社も同じようなことを考えているのでしょうか。

これは、保護ではなく単なる規制逃れであり、開発のためには何でもありの反環境保護の立場です。

また、事業計画地周辺も含めた環境保護を行わない限り環境は維持できません。環境アセスは、「先に開発ありき」ではなく、環境保護を第一に行うためにも、計画地全体を、また、計画地周辺をも広くとらえた事業計画にすべきであり、その意味でも、バラバラにして計画を提示することに違和感や「悪意」を感じます。

こうした法逃れで進める計画は、直ちにやめるべきです。

3 事業終了後の処理・対応について、明確に示されていません。

事業終了後、100ha近い広大な土地がどうなるのか不安でなりません。

調整池一つとっても、計画当初は、周辺に調整池を作る計画でしたが、調整池を造る場所や事業終了後の調整池の管理を誰がするのかなどの問題で中止になりました。そして、旧計画では、オンサイト方式に変更し計画地全体を浅い広大な貯水池にし、事業終了後は、そのまま森林に戻す計画で進められてきました。しかし、この計画も調整池の機能・能力の不安が多く出されるなど反対意見が強くありました。その中、突然旧計画が廃棄され、今回の調整池の方式に戻った計画になりました。

では、最初に出されていた事業終了後の調整池の管理または撤去の在り方はどうなったのでしょうか。「事業終了後の責任はもてない」「地主が管理するのが基本」というような発言がされてきましたが、調整池を造られた地主との間で、事業後の調整池について合意が得られ、契約（文書で）がなされているのでしょうか。

また、調整池がなくなった後の治水は大丈夫でしょうか。災害等の責任は、誰がとるのでしょうか。

同じことが付け替えられる砂子田川や村道にも言えます。川や道は、基本的に村など

の行政が責任を持つものですが、南山城村との間で話し合いはついているのでしょうか。

事業者のこうしたいということではなく、一定の方向が合意され、住民の意見が反映される状況で提示されるべきですが、今回の計画は、そのようになっているのでしょうか。

パネルの撤去後の土地については、業者による完全撤去とその後の植樹で山林を現状に復活させる計画を提示されていますが、その保証が全くありません。

山林は10年や20年では現状復旧できません。事業者は、いつまで責任をもって山林復旧に取り組んでいただけるのでしょうか。

敷地内に張り巡らされる雨水用水路は、撤去されるのでしょうか。

それらの費用はどうされるのでしょうか。説明では、事業展開中に積み立てるということですが、本当に可能でしょうか。どういう方法で行われるのでしょうか。事業者の都合で、積立金が別のことに使われることはないといえるのでしょうか。中途撤退の場合も考え、事業開始時に現状復旧の担保として供託するなどの措置が必要ではないでしょうか。

4 防災上の懸念

砂子田川埋め立ては、砂子田川周辺の盛り土擁壁より安全だと説明されていますが、これは、パネル用地を広げるためだけであり、防災上は、より危険性を増加させるものとなるのではないかと危惧します。土石流は直進性があり、水の様には急に曲がれないため、流木と一体となって堆積します。

北山の土石流は、計画地北側の村道あたりで止まるという説明がありましたが、それはどうでしょうか。土石流の破壊力を軽く見ていませんか。仮に、村道で止まるとしたら、その後、北山からの水・土石流は、付け替え砂子田川へ流れ込み、計画地北側にダムを形成する可能性が大きいです。そこにたまる水・土石流は、さらに大きな危険を作り出します。北山の災害それに起因する災害は、事業者の責任ではないという意見もありますが、決してそうではないと考えます。砂子田川の付け替えが大きな原因になるからです。このような危険を作り出す事業は、中止すべきです。

調整池の管理問題があります。10個の調整池ができた場合、その管理は誰が責任を持つのでしょうか。調整池は地震・水害等で決壊することがあります。最大調整値で25000tの水が流出します。特に地震時接合部分が破壊する可能性が多いといわれます。先の東日本大震災では福島県須賀川町の藤沢ダム農業用ため池が決壊、6名がなくなりました。。京都府でも亀岡市平和池で昭和26年農業用ため池ヶ岩井池が決壊、昭和28年南山城水が出井手町の玉水で

は大正池が決壊し、99名が犠牲になりました。河川は貯める事で流出は緩和できますが、貯める事で危険になりうることを知ってほしいです。

調整池の擁壁をL字型擁壁で作る計画になっていますが、専門家によると、L字型擁壁は、土を止めるもので水の場合は使わない。水の場合は、きちんとした擁壁を造ってやらないと危険である。L字型擁壁は、下にコンクリート板を置きその上に乗せ、土の重さで抑えて安定させる工法であり、水の場合は、コンクリートとL字型擁壁の間に水が入り、浮力が働いてL字型擁壁を浮かせ転倒する危険がある。たぶん撤去のことを考えた工法だと思いますが、やめるべきです。

盛り土の危険性は、今まで何回も、どこでも言われ、災害を引き起こした事例は、数限りなく存在しています。今回は、加えて、川を潰して盛り土にするのですから、危険この上ないと思います。当該土地は砂防指定地であり、古琵琶湖層の地質で、砂が主流の小石が混在した地層です。開発盛り土に合わせて傾斜を考えた場合、盛り土勾配を緩く設定すべきであります。同じ相楽管内の砂防指定地梅谷（木津川市）でも検討委員会を開いて勾配を緩く設定させて開発を許可した事例があるようです。

地下構造物についても問題があります。

地下に鉄線フトンかごを設置しますが、松の杭は水につかっていたら腐食しませんが、鉄線は地下水の上下動で腐ります。ふとんかごが壊れ、滑り崩壊規模が拡大する恐れがあります。

また、流路にそって暗渠が深さ20m（地上7階程）に設置され、直径30-40cm幹線暗渠の埋設される計画ですが、土砂の圧力で埋まってしまう。また、人が入って管理できる規模のものではありません。機能不全が確実なものです。この構造は大きな問題があります。

さらに、パネル設置した切土面に暫くは裸地隣、雨滴が裸地を浸食します。特に大規模に開発した今回のケースでは、リル・ガリが表面化し、パネルに相当な歪みを生み出すでしょう。漂流水の流速を抑制するためには盛り土構造を減らし切土勾配を緩和し、植生と植生の適切な管理が特に重要になるでしょう。

このように多くの問題があり、災害の危険度を増す事業計画はやめるべきです。

5 湧水問題

治水問題は、多く語られてきている（問題は解決していないが）が、山林が持つ保水・給水問題が話されていないように思います。端的に言えば、すぐ下流に、村の臨時取水場があります。湧水時に役に立たなくなります。

貴重な生物が数多く生存しているといわれているこの地域は、山林の保水・給水が生

物の生存を保証しています。水がなくなることは、命の危険にさらすことになります。また、下流域の田畑や木津川にも影響が出てくるでしょう。

NHKの「里山」という番組で放映されているように地域は、山林や川（大小様々な）によって景観が形成され、人々の生活に大きな癒し効果を作り出している。壊され、放置された里山を人々は長年の努力で復活し、地域おこしに役立っていることを日本中の様々な実践で検証し伝えています。また、NHKは、作家・環境保護活動家として有名なC. W. ニコルさんが東北大震災で被災した地域で学校再建に取り組んでいる姿を報道しました。そのなかで、ニコルさんは、学校づくりの最大重要なコンセプトを教室から四季が感じられ、窓を開けたら鳥や昆虫の声が聞こえる学校づくり。森も教室に。「どうして人類は森が大切か。癒し。東北の子供たちは、自然がなければ災害のトラウマがなおらない」と述べています。これは何も東北の子供たちだけではありません。この事業は、隣接地区だけの問題ではありません。村の子供たちが、健全に成長していくうえで村の自然は、何物にも代えがたい財産なのです。

南山城村は、森林を重要な財産と考え、自然を生かした村づくりを最大の政策の中心にしています。すぐ下流域に作られようとしている道の駅も自然を売り物にして進められています。だから、京都府は、「森林税」を新設し「森の京都」政策を強力に推し進めているのです。

この問題は、村全体の問題であり、木津川でつながる全地域の問題です。隣接する小学校や保育所、福祉施設すべてが影響を受けます。すべての村民が関係者です。漁業関係者からも要求がでていました。電気は国道163号線に沿って運ばれるそうです。ならば、国道163号線利用者も関係者です。国道で何かあれば、非常にたくさんの人々企業に被害が出ます。

それら村・京都・全国の方向とは全く違う事業は、即刻中止していただきたい。

こうした無謀な事業計画は、やめるべきです。